



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

三井住友信託銀行株式会社 元本補てん付き合同金銭信託 （新型金銭信託＜フューチャートラスト＞）

グリーンファイナンス・フレームワーク

新規



発行体	三井住友信託銀行株式会社
評価対象	三井住友信託銀行株式会社 元本補てん付き合同金銭信託（新型金銭信託＜フューチャートラスト＞） グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 三井住友信託銀行株式会社及び評価対象となる合同金銭信託の概要

三井住友信託銀行株式会社（SMTB）は、1924年に三井信託株式会社、1925年に住友信託株式会社として創業した、三井住友トラスト・グループ¹の中核企業。2012年に住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社の3社が合併して発足した信託銀行である。SMTBが属している三井住友トラスト・グループは、国内最大の資産運用・管理グル

¹ 2024年10月1日付で、三井住友トラストグループにグループ名称変更予定（グループ名称変更の効力発生以降は本評価内における三井住友トラスト・グループは三井住友トラストグループを指す）

ープであり、受託事業（資産運用・資産管理）を中心として業界トップクラスの事業規模を有する信託銀行グループである。

▶▶▶2. SMTB(三井住友トラスト・グループ)のサステナビリティに向けた取り組み

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」を存在意義（パーパス）として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。

三井住友トラスト・グループは、2023 年度から 2025 年度を対象期間とする中期経営計画において、「信託の力」で、次の 100 年を切り開く」をありたい姿として示しており、3つの重点戦略（価値創造）領域として、個人顧客へ安心・安全を提供することを目的とした、信託ならではのサービスの提供、様々な社会的課題に直面する法人顧客が課題を解決し企業価値向上を実現することを目指すソリューションの提供、外部との連携による価値の協創の実現を挙げている。

また、三井住友トラスト・グループでは 2021 年から 2030 年までの 10 年間で累計 15 兆円のサステナブルファイナンス取組額を達成するという長期目標を掲げており、同時に投資家招聘金額を 2030 年までに 20 兆円とすることも目指している。

▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、SMTB がグリーンローンのファイナンスのための貸付を裏付けとして組成される、元本補てん付き合同金銭信託（本合同金信）を運用するためのグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。

JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則²」及び「グリーンボンドガイドライン³」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本フレームワークで想定されるスキームでは、本合同金信によって調達された資金は、SMTB の銀行勘定に対して貸し付けられる。当該貸付は、本フレームワークで定めた適格クライテリアを満たすプロジェクトを資金用途としているローンのファイナンスのために用いられることとなっている。

SMTB は本フレームワークにおいて、再生可能エネルギー、エネルギー効率、グリーンビルディング、クリーン輸送及び汚染防止及び管理を適格クライテリアと定めている。SMTB は、各プロジェクト分類に該当するプロジェクトに想定されるリスクを特定した上で、発現した場合の回避策・緩和策も講じている。JCR は、SMTB の定めた適格クライテリアが環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

² International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

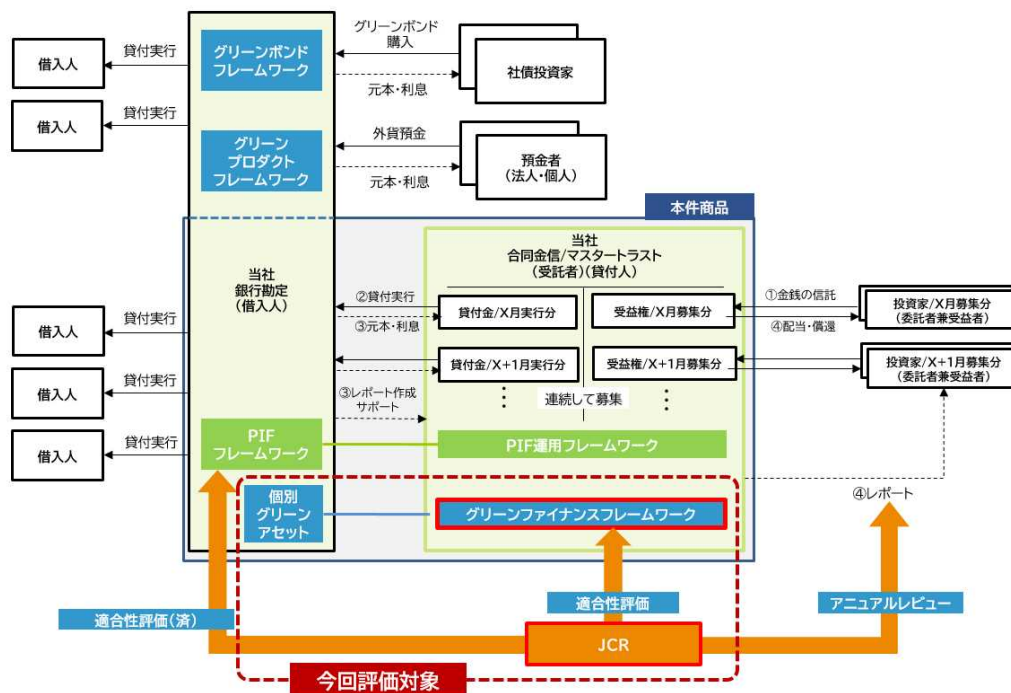


図 1：スキーム図⁴

JCRでは、SMTBにおける本合同金信にかかるプロセス、資金管理の体制が整備されていること、レポートングとして開示する予定の内容等から、本合同金信の管理運営体制が適切であり、透明性が高いと評価した。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

⁴ 出典：SMTB 提供資料

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の用途

【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金用途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

本合同金信が本フレームワークで資金用途としたプロジェクトは、いずれも環境改善効果が期待されるものであると JCR は評価している。

資金用途にかかる本フレームワーク

三井住友信託銀行は、元本補てん付き合同金銭信託（本商品）により調達した資金を、以下の適格クライテリアを満たすファイナンス又はリファイナンスにかかるプロジェクト（適格グリーンプロジェクト）に充当する。

① グリーン適格クライテリア

<再生可能エネルギー>

太陽光、太陽熱、風力、地熱（直接排出量が 100g-CO₂/kWh 未満）、バイオマス（食品と競合しない持続可能な原料及び/又は廃棄物に限り、ならびに直接排出量が 100g-CO₂/kWh 未満）、ならびに、発電能力が 25 メガワット以下の小規模流れ込み式水力又は調整池のない河川水力の再生エネルギーの発電・送電インフラ、施設・機器の取得、開発、建設および運営。

<エネルギー効率>

エネルギー管理の向上のための送電網、送電および関連システムにおけるスマートグリッド、エネルギー貯蔵、オートメーション及びインテリジェンスに関連するインフラストラクチャー、機器、技術およびプロセスの製造、開発、運営（省エネ効果 30%以上）。

<クリーンな輸送>

クリーンエネルギー自動車（電気自動車/水素自動車など化石燃料以外の燃料を利用した自動車）およびそれを支えるインフラの開発、製造、取得、ならびに公共交通機関（鉄道輸送、自転車、その他の非原動機輸送を含む）の開発、運営、および更新のための支出。

<汚染防止および管理>

廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電等の、汚染防止・管理のための施設の開発、建設および運営に関する事業。

廃棄物処理発電の原料には家庭廃棄物、商業廃棄物、埋立地ガスが含まれ、プラスチック、ゴム、タイヤ由来燃料 (TDF)、操業中の埋立地からのガス回収、埋立地ガスのフレアリングは除外。焼却に先立って、物質回収とリサイクルが実施される。

<グリーンビルディング>

以下の認証の少なくとも一つを取得済みの新規、既存又は改修建築物の取得、開発、建設。

・ LEED (エネルギーと環境デザインにおけるリーダーシップ)・・・「LEED ゴールド」以上
(尚、LEED BD+C の場合は v4 以降が対象)

・ BREEAM (イギリス建築研究所建築物性能評価制度)・・・「エクセレント」以上
(尚、BREEAM New Construction の場合は v6 以降が対象)

・ CASBEE (建築環境総合性能評価システム)・・・「A ランク」以上

※ (CASBEE 建築 (新築)、CASBEE 不動産、自治体版 CASBEE が対象。更に、自治体版 CASBEE は工事完了日から 3 年以内のものが対象)

・ DBJ (日本政策投資銀行) Green Building 認証・・・「4 つ星」以上

・ BELS (平成 28 年度基準) (建築物省エネルギー性能表示制度)・・・「4 つ星」以上

・ BELS (令和 6 年度基準)・・・「レベル 4 (非住宅)」以上

適格グリーンビルディングには、J-REIT (日本の不動産投資法人) が保有する物件が含まれる場合があり、その場合には、J-REIT 保有の適格グリーンビルディングへの充当額は、適格グリーンビルディングの取得費用の按分比例に基づき算出される場合がある。J-REIT プロジェクトへの充当額は、J-REIT への貸出額又は適格プロジェクト/資産への投資額以下とする。

② ルックバック期間

信託受益権の発行日から遡って 36 か月以内、又は信託受益権の発行日から償還日までの間に三井住友信託銀行により融資実行された既存又は新規プロジェクトであること。

但し、当該貸付金が設備資金に充当され、上記①の適格クライテリアに沿ったインパクトを引き続き創出している場合は、本規定は適用されない。

③ 適格プロジェクトからの除外

以下に該当するプロジェクトについては、適格グリーンプロジェクトから除外する。

- ・他のファイナンスプログラムの担保・資金使途に充当される資産

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

資金使途 1：再生可能エネルギー

資金使途 1 は、再生可能エネルギーの設備、発電・送電インフラ、施設・機器の取得、開発・建設及び運営資金である。化石燃料を用いずエネルギーを生成することが可能になるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

SMTB は、本フレームワークにおいて、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマス及び水力）に係る設備の開発・建設及び運営、機器の取得等を資金使途としている。

再生可能エネルギーは、エネルギー供給構造高度化法（平成 21 年法律第 72 号）において、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大はエネルギー転換部門の地球温暖化対策に必要な不可欠であると JCR は評価している。また、再生可能エネルギーは、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であると言える。

資金使途の対象となるプロジェクトのうち、地熱発電設備及びバイオマス発電設備に関しては、適格性に関してより詳細な条件を設けている。これらの条件により、環境負荷よりも環境改善効果を上回る、適切に環境改善効果を有したプロジェクトが選定されることが期待されると JCR は評価している。

2021 年 10 月に閣議決定した「第 6 次エネルギー基本計画」において、2050 年カーボンニュートラル（2020 年 10 月表明）、2030 年度の 46%削減（2013 年度比）、更に 50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021 年 4 月表明）の実現に向けて、S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。本資金使途は、国の掲げている目標に貢献することが期待できるものである。

資金使途 2：エネルギー効率

資金使途 2 は、エネルギー管理向上のための送電網、スマートグリッド、エネルギー貯蔵、オートメーション及びインテリジェンスに関連するインフラストラクチャーに関する事業である。高い省エネルギー性能が期待されるため環境改善効果がある。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

SMTB は、エネルギー管理向上のための送電網、スマートグリッド、エネルギー貯蔵、オートメーション及びインテリジェンスに関連するインフラストラクチャーを資金使途としている。SMTB は上記のプロジェクトに対して 30%以上のエネルギー効率が見込まれることを適格クライテリアとしている。エネルギー効率の削減率としての 30%はグローバルな要求水準に照らして遜色のない水準であり、環境改善効果があると JCR は評価している。

なお、SMTB は、本資金使途に関して具体的な資金使途の対象となりうるプロジェクトが出てきた場合、資金充当対象の前に JCR に適格性を確認することとしている。

資金使途 3：クリーンな輸送

資金使途 3 は、クリーンエネルギー自動車及び当該自動車のためのインフラの開発・製造・取得、ならびに公共交通機関の開発・運営・更新である。電気自動車の導入及び公共交通機関の持続的な利用により CO₂ 削減が実現するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

SMTB は、クリーンエネルギー自動車（電気自動車/水素自動車など化石燃料以外の燃料を利用した自動車）及び当該自動車のためのインフラの開発・製造・取得、ならびに公共交通機関の開発・運営・更新を資金使途としている。

電気自動車（BEV）は走る際に GHG を排出しないため、環境改善効果が高い。BEV は電気で走るため、燃料となる電気を補充するためのインフラは不可欠となる。一方、燃料電池車（FCV）は、水素と酸素を充填することで走行が可能となるが、水素を補充するためのインフラ設備が水素ステーションとなる。BEV の充電設備及び水素ステーションの整備は、BEV 及び FCV の普及に不可欠なものであり、環境負荷低減に大きく資するプロジェクトであると JCR は評価している。

公共交通機関の一つである電車について、旅客用の場合、輸送量あたりの CO₂ 排出量が自家用乗用車の 1/8、貨物用の場合、営業用貨物車の 1/13 と、環境負荷の低い輸送手段である⁵。電車のインフラ整備により、環境負荷の低減が実現することとなると考えられる。

資金使途 4：汚染防止及び管理

資金使途 4 は、汚染防止・管理のための施設の開発、建設および運営に関する事業である。整備により廃棄物の処理が促進されることが期待されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

SMTB は、廃棄物のリサイクル及び廃棄物処理発電に代表される、汚染防止・管理のための開発、建設・運営事業を資金使途としている。

⁵ 国土交通省「鉄道分野のカーボンニュートラル加速化検討会」
<https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001474317.pdf>

廃棄物のリサイクルに係る施設及び設備に関して、JCR では当該施設等によりリユース及びリサイクルの促進が期待できること、リサイクル等に伴い環境負荷への低減が期待できること等を条件としてグリーン性を有すると評価する。

廃棄物処理施設の整備に関して、JCR は、廃棄物処理の過程で発生する熱エネルギー及び電気を回収して施設内外で再利用する仕組みがあること、もしくは通常の施設運営で発生する有害物質を削減する効果を有する仕組みがあること等、環境改善効果を有するもしくは環境面への負荷低減に資する整備を対象としてグリーン性を有するものと考えている。

なお、SMTB は、本資金用途に関して具体的な資金用途の対象となりうるプロジェクトが出てきた場合、資金充当対象の前に JCR に適格性を確認することとしている。

国では、地方公共団体等において推進される廃棄物処理場等の整備事業に対して、循環型社会形成推進交付金を提供している。交付対象となる一般廃棄物処理施設について満たすべき条件等を「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」及び「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」等にまとめている。当該マニュアルでは、交付金の対象となる一般廃棄物処理施設の要件として、処理能力別でエネルギー回収率（発電効率と熱利用率の和）に係る条件が示されている。JCR は、廃棄物処理施設の環境改善効果に関して、これらのマニュアルなどを参照し、評価している。

ICMA のインパクトレポートングによれば、廃棄物の適切な管理方法としては、以下の序列に沿った有効利用が望ましいとされている。今般対象となりうる事業は、再利用、リサイクル、エネルギーとしての回復に該当するため、廃棄物の削減に資すると JCR では評価している。

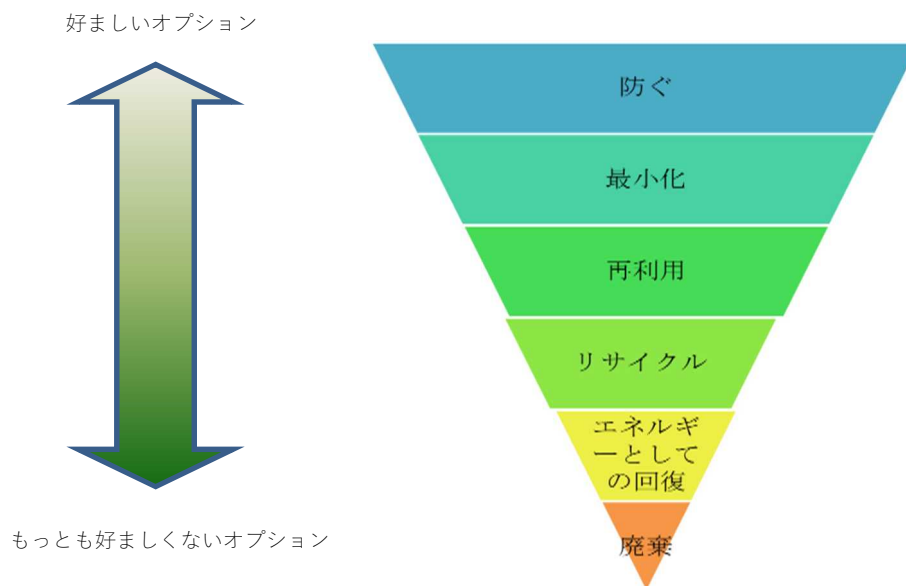


図2：資源循環のカスケード⁶

⁶ ICMA, Harmonized Framework for Impact Reporting より JCR 作成

資金使途5：グリーンビルディングに関する事業（グリーンビルディングに関する事業）

資金使途5は、グリーンビルディングに関する事業である。環境性能が高い建物を対象としているため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

SMTBは、グリーンビルディングに関する事業を資金使途としている。具体的なクライテリアとして、LEED、BREEAM、CASBEE、DBJ Green Building 認証、又は BELS 認証の上位区分としている。認証の種類とランクは、環境性能を有する不動産に付与される認証であるため、環境改善効果を有すると JCR は評価する。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に1度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。したがって SMTB が適格クライテリアとして定めた Gold 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

BREEAM

BREEAM（Building Research Establishment Environmental Assessment Method）は英国建築研究所 BRE（Building Research Establishment）と、エネルギー・環境コンサルタントの ECD（Energy and Environment）によって 1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。現在では v6 が運用されている。

BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用・地域生態系、廃棄物、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding（とても素晴らしい）、Excellent（素晴らしい）、Very Good（とても良い）、Good（良い）、Pass（合格）の5段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階の CO₂ 排出量を直

接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。したがって、SMTB が適格クライテリアとして定めた Excellent 以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークではルックバック期間を工事完了日より 3 年としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

今般 SMTB が適格クライテリアとして定めた A 以上の建物は、CASBEE-建築（新築）及び自治体版 CASBEE においては BEE が 1.5 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における A 相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources（建物の環境性能）」、「Amenity（テナント利用者の快適性）」、「Resilience（危機に対する対応力）」、「Community & Diversity（多様性・周辺環境への配慮）」、「Partnership（ステークホルダーとの連携）」の 5 つの大カテゴリーについて評価している。不動産の評価は、5 つ星（国内トップクラスの卓越した）、4 つ星（極めて優れた）、3 つ星（非常に優れた）、2 つ星（優れた）、1 つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、JCR は SMTB の適格クライテリアが、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI (Building Energy Index) によって 1 つから 5 つにランク分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1 つ星は既存の省エネ基準、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正に伴い、BELS も新基準が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6 (消費エネルギー削減率が 50%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満) の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満) の 5 段階で評価される仕組みとなっている。2024 年 4 月 1 日に施行される建築物省エネルギー法の改正を受け、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。法改正後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。新基準における BELS のレベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満) 以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

SMTB が適格とした BELS における適格クライテリアは省エネ性能を上回る性能を有する物件を対象としており、資金用途として適切であると JCR は考えている。

2. 環境・社会に対する負の影響について

SMTB では、本フレームワークにおいて資金使途の対象としているプロジェクトが環境にネガティブな影響を及ぼすリスクについて特定を行っている。いずれの事業においても、事業特有のリスクを精査したうえで対応策を適切に講じている。

表 1：適格プロジェクトに想定されるリスクと対応策⁷

プロジェクト分類	想定されるリスク	リスクへの対応
再生可能エネルギー	土地造成・改変 景観・生態系への悪影響 騒音・低周波・振動 水質汚濁 森林伐採 周辺住民の理解、等	現地実査・ヒアリング 法令順守・許認可取得状況確認 環境影響評価
エネルギー効率	騒音・振動 有害廃棄物、等	現地実査・ヒアリング 法令順守・許認可取得状況確認 設備仕様・実績確認
クリーンな輸送	土地造成・改変 生態系への悪影響 騒音・振動・大気汚染 金属採掘・森林伐採、使用・廃棄による悪影響、等	現地実査・ヒアリング 法令順守・許認可取得状況確認 環境影響評価
汚染防止および管理	有害物質流出・不適切処理 処理の過程における大気汚染、ライフサイクルでみた環境負荷増、等	現地実査・ヒアリング 法令順守・許認可取得状況確認 環境影響評価
グリーンビルディング	物的リスク（有害物質使用、土壌汚染、耐震性能等） 法的リスク（対象不動産の権利関係・各種規制に対する遵法性、境界、紛争等）、等	現地実査・ヒアリング 法令順守・許認可取得状況確認 グリーンビルディング認証

JCR は、本フレームワークで対象となりうるプロジェクトについて、環境・社会に対する負の影響が考慮され、適切な対応が行われていると評価している。

⁷ SMTB 提供資料を JCR 加工

3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
 ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、2023 年度から 2025 年度を対象期間とする中期経営計画において、「「信託の力」で、次の 100 年を切り開く」をありたい姿として示している。

重点戦略（価値創造）領域として掲げられている「人生 100 年時代」、「ESG/サステナブル経営」、「地域エコシステム・グローバルインベストメントチェーン（ネットワークキング）」のうち、本合同金信は、「人生 100 年時代」及び「ESG/サステナブル経営」に資すると考えられる。

「人生 100 年時代」には、人生 100 年時代における社会課題に対して、信託銀行を中心としたグループとして、個人の顧客に金融・不動産を中核とした商品・サービスを提供することで、安心・安全を提供していきたいという思いが込められている。

また、「ESG/サステナブル経営」では、三井住友トラスト・グループの法人顧客を取り巻く環境が大きく変化している中、法人顧客の直面する課題に対し、ファイナンス・コンサルティング・不動産の観点を中心に、グループの強みを生かして多様なソリューションを提供し、顧客の企業価値向上に貢献することを目指すものとして定められている。

本フレームワークを参照して SMTB が本合同金信を組成することにより、個人の顧客へサステナビリティに配慮した投資機会、裏付けとなるファイナンスを通じて法人顧客にサステナブルファイナンスを提供することとなる。これより、SMTB が実現を目指す目標と整合的であると JCR は評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

【プロジェクトの評価と選定のプロセス】

三井住友信託銀行の法人企画部、企業金融部、ストラクチャードファイナンス部、プロダクト業務部及び不動産ファイナンス部（適格資産の種別により異なる）が、適格クライテリアに合致するアセットプールを選定し、サステナビリティ推進部による検証後、法人企画部が最終選定の判断を行う。

このプロセスを経て、調達資金は適格プロジェクトに充当される。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本合同金信の裏付資産である SMTB の貸付金は、SMTB の専門部署により選定された適格なプロジェクトを資金用途とするファイナンスに充当される。最終的な判断は専門部署とは別の部署による検証後に行われることが予定されている。

なお、本フレームワークを策定することに対しては、主要な経営陣が参加する各種会議体の協議を経て決定されている。これより、本フレームワークにおけるプロセスは適切であると JCR は評価した。

上述の選定基準、プロセスは本評価レポートによって投資家に対し開示されることが想定されており、投資家に対する透明性が確保されている。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、本合同金信に係る資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

【調達資金の資産への充当方法】

本商品にて調達した資金は、三井住友信託銀行に貸付される。三井住友信託銀行は、調達資金を既存および新規の適格グリーンプロジェクトのファイナンスに充当する。

三井住友信託銀行は、調達資金を充当する適格グリーンプロジェクトにつき、適宜、見直し・更新を行う。

【調達資金の追跡管理の方法】

調達資金が、三井住友信託銀行（銀行勘定）への貸付に向けられることは、諸契約書において明確に定められている。本合同金信の償還までの期間中は、信託勘定への記帳を行い、システムにて管理することにより調達資金の管理を行う。また決算期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、投資家に対しても報告を行う予定としている。

本合同金信から三井住友信託銀行（銀行勘定）に貸付けられた資金管理について、法人企画部は、信託設定日から終了日までの間、少なくとも年1回、本商品により調達した金銭を運用するアセットへの充当状況を追跡管理する。売却、期限前返済、償却又はその他の理由により、不適格となったプロジェクトに充当された調達資金は、他の適格グリーンプロジェクトに再充当される。償還された貸付金またはその他の形態の融資について、調達資金によるファイナンス又はリファイナンスが行われていない場合や、当該貸付金又はその他の形態の融資が適格資産ではなくなった場合は、四半期毎に状況を確認の上、他の適格グリーンプロジェクトへの資金充当を行うよう、最善の努力を行う。

【追跡管理に関する内部統制】

調達資金が、三井住友信託銀行（銀行勘定）への貸付に向けられることは、諸契約書で明確に定められ、当該資金の適格グリーンプロジェクトへの充当については社内規定に基づき実施され、統制は確保される。

【未充当資金の管理方法】

三井住友信託銀行において、適格グリーンプロジェクトへの充当が決まるまでの間、余剰資金についてはオーバーナイト取引またはその他の短期金融商品に充当される。未充当資金は、上記の除外クライテリアの対象となる。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本合同金信が投資家から調達した資金は、速やかに SMTB の銀行勘定への貸付に充当される。当該資金は、本フレームワークに定められた適格クライテリアを満たすプロジェクトを資金使途としたファイナンスを実行する際の原資となる。

本合同金信から銀行勘定に貸付けられた資金の管理は、信託勘定を管理するシステムを用いて行われることとなっている。また、資産充当にかかる追跡管理については、法人企画部が関係各部の検証を経た上で実施することになっている。また、本合同金信の投資家に対して、決算期間毎に信託財産に係る報告を行うこととなっており、追跡管理体制に統制が働く仕組みが構築されている。本合同金信に関連する書類は、本合同金信の償還後まで保存されることが、SMTB の社内規程により定められている。

本合同金信の裏付けとなる貸付金で資金使途の対象となるプロジェクトに関して、売却、期限前返済等により資金使途の対象から外れる場合、SMTB は適格クライテリアを満たす新たなグリーンプロジェクトを選定し再投資を行う予定としている。

以上より JCR では本合同金信における資金管理体制について適切であると評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、本合同金信のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

【資金の充当状況に関する開示状況】

三井住友信託銀行は、本商品が償還されるまで、調達資金の充当に関する情報をウェブサイト（三井住友信託銀行若しくは三井住友トラスト・ホールディングス⁸の HP）等において一般開示することを予定。

開示は、本商品の調達全体ベースの開示とし、頻度は最低年1回、3月末基準で実施。

【インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度】

三井住友信託銀行は、資金を充当した適格グリーンプロジェクトの環境改善効果等に関する情報及び評価を、ウェブサイト上で少なくとも年1回更新する。プロジェクトの環境改善効果については、データの入手可能性及び機密性を考慮した上で、ICMA のインパクト・レポーティングの共通枠組みでの提案に従って、関連する指標を用いて計測する。

【インパクト・レポーティングにおける KPI】

インパクト指標には以下が含まれる。

- 再生可能エネルギー・プロジェクト：CO₂排出の削減相当量（トン単位）
- エネルギー効率：エネルギー消費の削減量（MWh 等）及び削減率（％）
- クリーン輸送：CO₂削減量
- 汚染防止及び管理：廃棄物の削減量／リサイクル量（トン単位）
- グリーンビルディング：グリーンビルディングの認証数と認証レベル

資金を充当した適格グリーンプロジェクトによる環境への影響を、ポートフォリオ又はカテゴリーごとに集計する。

⁸ 2024年10月1日付で、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から三井住友トラストグループ株式会社に商号変更予定（商号変更の効力発生以降は三井住友トラストグループ株式会社を指す）
<https://www.smth.jp/-/media/th/news2/2024/240514-1.pdf>

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポートニング

SMTB は、本合同金信に係る資金使途を、SMTB のウェブサイト上で投資家に説明する。資金の充当状況は、SMTB のウェブサイト及び本合同金信の投資家に対する報告書類により開示することを想定している。

環境改善効果に係るレポートニング

SMTB は、本合同金信の実質的な裏付資産であるプロジェクトに関するインパクト・レポートニングとして、フレームワークに記載の内容をウェブサイト上で開示することを想定している。開示項目には、CO₂削減量等定量的指標が含まれている。

以上より、JCR では、本合同金信に係るレポートニング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、本合同金信を運用するSMTB及び三井住友トラスト・グループの経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

三井住友トラスト・グループのサステナビリティへの取り組み

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」を存在意義（パーパス）として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。

三井住友トラスト・グループは、2023 年度から 2025 年度を対象期間とする中期経営計画において、「信託の力」で、次の 100 年を切り開く」をありたい姿として示しており、3つの重点戦略（価値創造）領域として、個人顧客へ安心・安全を提供することを目的とした、信託ならではのサービスの提供、様々な社会的課題に直面する法人顧客が課題を解決し企業価値向上を実現することを目指すソリューションの提供、外部との連携による価値の協創の実現を挙げている。

また、三井住友トラスト・グループでは 2021 年から 2030 年までの 10 年間で累計 15 兆円のサステナブルファイナンス取組額を達成するという長期目標を掲げており、同時に投資家招聘金額⁹を 2030 年までに 20 兆円とすることも目指している。

三井住友トラスト・グループでは、2023 年度より経営会議の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置している。これによりサステナビリティに関する事項は同委員会における審議を経て、経営会議へ付議する態勢となった。サステナビリティ委員会は、サステナビリティ推進部統括役員を委員長、経営企画部統括役員、人事部統括役員、IR 部統括役員、リスク統括部統括役員を委員として構成される。委員会設置により、サステナビリティに関する課題のユニバースを明確化した上で、課題認識、方針立案、対応 実施、対外開示までの一連の取り組みを組織的に行う態勢の強化を図っている。

SMTB のサステナビリティへの取り組み

SMTB は、銀行としての機能及び信託としての機能を有効に活かし、借入人、投資家を含む顧客へのサービス・ソリューションの提供を通じて環境にかかる取り組みを積極的に進めたいと考えている。

9 2021 年 4 月以降、機関投資家向けに販売したローンの累計金額

SMTB が本フレームワークにより組成する本合同金信により、個人の顧客に対するサステナブルファイナンスへの投資機会の提供と法人の顧客に対するサステナブルファイナンスの提供が同時に実現される。本合同金信の推進により、三井住友トラスト・グループの重点戦略に多面的な貢献をそして、サステナブルファイナンス金額の積み上げが期待できると考えられる。

SMTB では、グループのサステナビリティに関する戦略の立案等、グループにおけるサステナビリティの推進部署としてサステナビリティ推進部を設置している。当該部署に加え、SMTB では、顧客向けのソリューションビジネスを加速し、新たな ESG 関連商品やサービスの提供を通じ、顧客の企業価値向上を目指すため、専担組織である ESG ソリューション企画推進部を 2021 年 4 月に設置している。ESG ソリューション企画推進部における業務は、顧客へのサービス提供を通じた GHG 排出量削減への貢献も含まれており、カーボンニュートラル宣言における投融資ポートフォリオにおける 2050 年 GHG 排出量ゼロに資するものとなっている。また、コンサルティング会社等外部の専門的知見を利用し、客観性をもって自社及びグループの取り組みを推進している。

以上より、三井住友トラスト・グループ及び SMTB の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると JCR では評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・間場 紗壽

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル